

船橋市告示第67号

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「期限」という。）のうち、次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（条例第47条の2第1項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関するものを除く。）で、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途船橋市告示で定める期日まで延長するので、条例第18条の2第2項の規定に基づき公示する。

令和6年 1月22日

船橋市長 松 戸 徹

都道府県名	指定地域
富山県、石川県	全域